

小学生用

健全育成ハンドブック 2026年度



全少協ホームページ

あん ぜん
あそ
**安全と
遊びのルール**

気をつ
けたい
こと



しては
いけない
こと



少年サポートくん

発行／公益社団法人 全国少年警察ボランティア協会
協力／警察庁生活安全局 人身安全・少年課

本誌は、宝くじの社会貢献広報事業として助成を受け作成されたものです。



■ こんなことはやめよう

ページ

- ①「万引き」は犯罪です 2
- ②自分のものと、人のものとの「ケジメ」をつけよう 4
- ③「暴力」はダメ！ 5
- ④ナイフなどを持ち歩いてはいけません〈保護者の方へ〉 6
- ⑤だれだって、からかわれたり、いじめられるのは悲しいもの〈保護者の方へ〉 7
- ⑥困ったときは、一人で悩まないで 10
- ⑦夜遊びはしない 11
- ⑧体に良くないお酒とタバコ、体を狂わせる薬物 12

■ 被害にあわないために

- ①知らない人に気をつけよう〈保護者の方へ〉 14
- ②持ちものを大切に、迷惑をかけたり、盗難を防ごう 17
- ③身のまわりの安全を確かめよう 18

■ 安全に心がけよう

- ①道路を歩くとき・自転車に乗るとき〈保護者の方へ〉 19
- ②道路でのこんな行為はやめよう 21

■ 遊びのルール

- ①火遊びはしない 22
- ②危険な場所では遊ばない〈保護者の方へ〉 23
- ③ゲームセンターや映画館などには一人で行かない〈保護者の方へ〉 25

■ ケータイやスマホとインターネット

- ①「かしこいネットの使い方」が大切な時代です！ 26
- ②ルールづくりのために1（使いすぎないために） 27
- ③ルールづくりのために2（トラブル回避のために） 28
- 〈保護者の方へ〉 29

■ あがるい家族と社会のために

- ①あなたと家族〈保護者の方へ〉 31
- ②身につけておきたい生活習慣 32
- ③良い友達を大切に 33
- ④あなたも社会の一員です 34

- ◆保護者の方へ 35
- ◆少年の非行を防止し、犯罪被害から守る取り組み 36
- ◆問合せ・相談窓口 36
- ◆全国の主なヤングテレホンコーナー 37



少年サポートくん

公益社団法人 全国少年警察ボランティア協会

「少年サポートくん」は、赤い耳と鼻、大きな目でいつも少年たちの行動や情報、そして非行の芽となる環境を素早くキャッチ。必要とあればどこにでもすぐ出かけ、少年たちを非行から守ることはもちろん、非行からの立ち直りをサポートします。胸の大きなVのマークはボランティア Volunteer の頭文字と、非行にはぜったい負けない少年たちの勝利 Victory のサインです。

〒102-0093 東京都千代田区平河町1-8-2 山京半蔵門パレス303号
TEL : 03(3239)4970 FAX : 03(3556)1133 <https://zensyokyo.or.jp/>

このハンドブックを 手にされたみなさんへ



みなさんのまわりには、ちょっとした不注意から事故に
あったり、犯罪の被害にあったり、ふざけて悪いことをし
たために警察に補導されたりした人はいませんか。

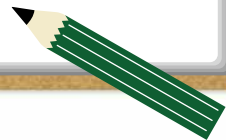
その人たちも、もう少し気をつけていたら、そんな目に
あわずにすんだかもしれません。

このハンドブックは、みなさんが安全で安心して生活し
ていくうえで、毎日の生活の中ではいけないことや守
らなければならない社会のルール、そして事故や被害にあ
わないために気をつけることなどを知ってもらうために作
ったものです。

ここに書かれていることは、みなさんの中の多くの人
は、もう分かっていることかもしれません。でも、大切な
のは、それを本当に実行することです。自分には関係ない
と思わずに、よく読んで、自分が気をつけているかどうか
考えてみましょう。また、おうちの人と読みながら話し合
うのも良いでしょう。

みなさんのために、きっと役に立つと思います。

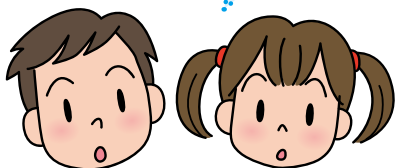
このハンドブックは、小学生のために作られたもので
すが、保護者の方や学校の先生方にもお読みいただき、ぜひ
活用していただきたいと思います。



①「万引き」は犯罪です



「万引き」ってなに？



「万引き」とは、コンビニやスーパー、本屋さんなどでお金を払わないで、品物をこっそり持って来ること。つまり、ドロボウと同じです。



絶対に^{ぜったい}お店の品物を^{ぬす}盗んではいけません

万引きは犯罪です。見つかったから品物を返したり、お金を払ったとしても、盗んだことには変わりはありません。あなたが悪いことをしただけでなく、お店の人に迷惑^{めいわく}をかけ、お父さんやお母さん、仲の良い友達^{ともだち}など、あなたを大切に思っている人たちを悲しませることもあります。

万引きは他の犯罪のはじまりです

「万引き」をくり返しているうちに、悪いことだと感じなくなり、さらにいろいろな犯罪を平気でするようになってしまいます。

ぼくは、友達が「万引き」するときに、お店の人が来ないか見張りをしたよ！



きみが「万引き」していなくても、そばにいて見張りをしていれば、「万引き」したのと同じことだよ。きみも、警察に補導ほどうされることになるんだよ。



わたし、友達が「万引き」したおかしをもらっちゃった！



「万引き」した品物と知っていてももらうことも犯罪になるんだよ。きみも、警察に補導ほどうされることになるよ。



みんなで考えよう！

- 自分が大切にしているものを、だれかにこっそり持って行かれたらどんな気持ちになりますか？
- 品物を万引きされるお店の人は、どんな気持ちでしょうか？
- もしあなたが万引きをしたらどんな気持ちになると思いますか？
- もし、万引きをしている友達を見つけたらどうしますか？

②自分のものと、人のものとの「ケジメ」をつけよう

幼児のとき、自分が欲しいと思ったものは、他の人のものでも欲しくなって、大泣きして周りの人に迷惑をかけたことはありませんか。逆に、自分のものなのに、他の人にとられて、憤り、悔しかったことはないですか。



だれでも、自分のものを尊重されな
いで、するいことをされると悲しいものです。ものであっても、自分自身を大切にされなかったように思い傷つくものです。互いに大事にしているものを大切にしていあげることが、その人たちを大切にすること、つまり、思いやりにつながります。

ですから、お母さんのサイフやほかの人のものを、だまってとったりするのは決してしてはいけません。自分の大切なものを勝手にとられるのは、裏切られたような気持ちになることを想像しましょう。

どんなに親しい人でも、それぞれ「自分」があります。自分の大切にしているものがあります。分けて欲しい場合や、使いたい場合は、きちんと相談しましょう。

みんなで考えよう！

- あなたのお金がなくなったら、どんな気持ちになりますか？
- うそをついて人のものをとったとしたら、その後どんな困ったことが起きると思いますか？

③「暴力」はダメ！

友達^{とも だち}と遊んでいても、お互い^{たが}の話が合わなかったり、気に入らないことがあると、悲しくなったり、腹が立ったりしますね。落ち着いてうまく言葉で表現^{むずか}することが難しいと、ついなぐったり、けったり、つかんだりしてしまいそうになるかもしれません。暴力はいけな、と思っても、ムシャクシャして学校の机やドアをけったり、何かを投げつけたりしたくなるかもしれません。「バーカ」「ぶっとばすぞ！」など、相手^{きず}が傷つく言葉を言うことも口からすべり出しそうになるかもしれません。

でも、ちょっと一呼吸^{ひと こきゅう}冷静になりましょう。相手から、突然^{とつ ぜん}、パンチがきたり、ひどい言葉を言われたらどうですか？ 傷つきますよね。自分にとって嫌な言葉は、相手にとっても同じです。どんな理由であろうと、相手を傷つけてはいけません。カッコいい自分の姿^{すがた}をイメージして、問題をおだやかに解決することが大事です。



みんなで考えよう！

- あなたがだれかに暴力をふるったら、その後、どんなことになると思いますか？
- 相手に自分の怒り^{いか}や悲しみなどの気持ちを伝えるには、どんな方法がありますか？

④ ナイフなどを持ち歩いてはいけません



自分を守るためとか、カッコいいからといって、カッターナイフなどの刃物^{は もの}を持ち歩いてはいけません。

保護者の方へ

万引き

- 「万引き」は「窃盗」という犯罪です。代金を支払ったり、店への謝罪を行ったりするだけでは済みません。仮に「そんな大げさに考えなくてもいいのに」という気持ちをお持ちであれば、お子さんの将来のために今すぐ考え直してください。
- 家庭で小さいときから、善悪についてきちんと教えることが大切です。
- 万引きに限らず、家庭での生活、親の考え方や行動が大きく影響します。子どもとのコミュニケーションをしっかりと、子どもの生活を把握しましょう。

暴力

- 暴力は、他人に対して「やってはいけないこと」とはっきり教える必要があります。
- 「暴力」で困っている場合は、学校や警察（少年サポートセンター）などに相談しましょう。

⑤ だれだって、からかわれたり、いじめられるのは悲しいもの



友達^{ともだち}といろいろなことを話したり、一緒に遊^{いっしょ}んだりすることは楽しいことです。友達が面白^{おもしろ}いことをしたり、失敗^{しっばい}したりすると、つい笑^{わら}っちゃったり、からかってしまうことがあったりします。そんなとき、お友達の様子をよく見てください。悲しそうだったり、もうやめとサインを出しています。笑っているようでも我慢^{がまん}して、歯を食いしばっているかもしれません。相手の気持ちを思いやるのは、簡単^{かんたん}ではないですね。悪いと思ったら、「ごめんね、笑^{あやま}っちゃって」と謝^{きず}りましょう。毎日の生活の中で、思いやって相手を傷^{きず}つけることをしないようにしていきましょう。

また、いじめられている人やいじめている人を見て、どうしよう！と思ったことはありませんか。いじめている人が怖^{こわ}いからといって、一緒にいじめたり、見て見ぬふりはいけません。「いじめ」を受けている人は、大変つらく、悲しい思いをしています。

ただし、いじめを止めるのも難しいと思うときがありますよね。

もし、あなたが「いじめ」を見つけたり、自分が「いじめ」られていると感じたら、決して一人で我慢しないでください。お家の人や先生、話しやすい身近な大人に相談しましょう。少し勇気がいるかもしれないけれど、いじめはなくすことができます。

みんなで考えよう！

- 友達がまちがうっかり間違ったり失敗したりしたことを、ひ冷やかしたことはありませんか？ 笑われた人は、どんな気持ちになるでしょう？
- 冷やかして、悪いなと思ったら、どんな言葉をかけるとよいでしょう？
- だれかが「いじめ」られているのを見つけたら、あなたはどのようにしますか？
- 「いじめ」をなくすために、先生やクラスみんなはどうしたらよいですか？

保護者の方へ

平成25年6月に、いじめ防止対策推進法が成立し、同年9月に施行されました。

この法律では、児童生徒が他の児童等が行う心理的あるいは物理的な影響のある行為によって、心身の苦痛を感じた場合、その行為はいじめであるとし、児童等にいじめを禁じています。インターネットの世界で起きたことも含みます。

いじめで悩み苦しむ子どもをなくすためには、いじめが起きないようにする（未然防止）、起きてしまったいじめを早く見つける（早期発見）、そして解決に導く（早期解決）ことが大切です。いじめは、子ども一人に抱え込ませることなく、大人もしっかりと関与し、学校・家庭・地域が一体となり、みんなの問題としてとらえ組織的に対応していくことが不可欠です。保護者の方々もご自分のお子さんだけではなく、これから伸びゆく未来の子どもたちのために、具体的にできそうな予防策を考えてみましょう。学校の中で、いじめが起きそうな場所を確認して、死角にならないように工夫したり、効果のある掲示物を貼るとか、子どもたちの思いやりを育てる心理教育を導入するとか、できることはたくさんあります。各学校では、いじめ防止対策の方針を決め、相談窓口を決めていますので、そのことを子どもたちに伝えることも必要です。

家庭では、子どもが1日の疲れがとれるように、あたたかい雰囲気を作りましょう。日々の生活の中で、子どもの様子に注意を払い、いじめを受けているかもしれないと思ったら、すぐに学校などに相談しましょう。

「いじめ」を受けていないか？のサイン

朝（登校前）

- 朝起きてこない。布団からなかなか出てこない。
- 朝になると体の具合が悪いと言い、学校を休みたがる。
- 遅刻や早退がふえた。
- 食欲がなくなったり、だまって食べるようになる。

夕（下校後）

- ケータイ電話やメールの着信音におびえる。
- 勉強しなくなる。集中力がない。
- 家からお金を持ち出したり、必要以上のお金をほしがる。
- 遊びのなかで、笑われたり、からかわれたり、命令されている。
- 親しい友達が遊びに来ない。遊びに行かない。

夜（就寝前）

- 表情が暗く、家族との会話も少なくなった。
- ささいなことでイライラしたり、物にあたったりする。
- 学校や友達の話題がへった。
- 自分の部屋に閉じこもる時間がふえた。
- パソコンやスマホをいつも気にしている。
- 理由をはっきり言わないアザやキズアトがある。

夜間（就寝後）

- 寝つきが悪かったり、夜眠れなかったりする日が続く。
- 学校で使う物や持ち物がなくなったり、こわれている。
- 教科書やノートにいやがらせのラクガキをされたり、やぶられたりしている。
- 服がよごれていたり、やぶれていたりする。

「いじめ」をしていないか？のサイン

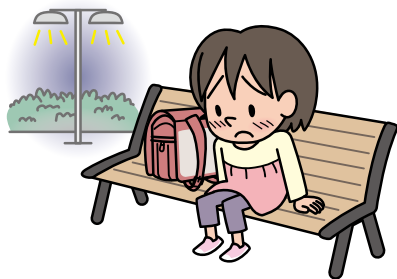
いじめる側になっていると、次のようなサインが出ていることがあります。

- 言葉づかいが荒くなる。言うことをきかない。人のことをばかにする。
- 買ったおぼえのない物を持っている。
- 与えたお金以上のものを持っている。おこづかいでは買えないものを持っている。

（政府広報/文部科学省「気づいていますか、いじめのサイン。」から抜粋）

⑥ 困ったときは、一人で悩まないで

お家でも、学校でも、つらいことやいやなことがいっぱいありますよね。テストの点が悪かった、友達とケンカした、お家の人から叱られた、など、いろいろなことが起こります。泣きっ面にハチ、という言葉を知っていますか？



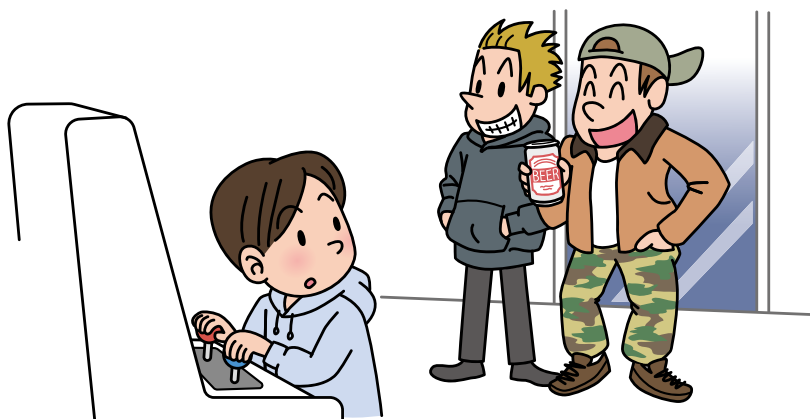
すでに泣いて困っているのに、さらにハチに刺されるという、つらいことが重なったりすることもありますね。

そんなとき、家に帰りたくなくなって、知らないところをうろろろしてしまうことがあるかもしれません。しかし、知らないところには危険がいっぱいあることを覚えておきましょう。不良グループの人にやさしく声をかけられるかもしれませんが、いろいろな犯罪をさせようとしたり、あなた自身が暴力を振るわれたりして恐ろしい目にあったりします。あなたのことを大事に思っている、お父さんやお母さんや友達など、いろいろな人が心配します。悩みや不安があるときは、一人で考えこまず、学校の先生や警察などに相談しましょう。

家にいるのがとてもつらいとき

家でお父さんやお母さんから、とてもいやなことを言われたり、されたり、痛い思いをさせられたり、お腹がすいていても食べ物を作ってもらえないなどで、たいへんつらく悲しくてどうしていいのかわからないときは、あなたが悪いわけではありません。一人で悩まず、学校の先生や親戚の人や近所の人、あなたの町の役所の窓口、警察などに助けを求め、相談してください。

⑦ 夜遊びはしない



“夜の外出” はできるだけひかえましょう

どうしても外出しなければいけないときは、「だれと」「どこへ」「なにを^{ゆる}しにいくか」を、家の人に話し、許しをもらってから出かけましょう。用事がすんだら、より道をしないでまっすぐ家に帰りましょう。

“夜遊び” は危険です

夜おそくまでゲームセンターなどで遊んでいると、悪い仲間^{なか ま}とつきあうようになって、お金をおどしとられたり、体をさわられたりする被害^{ひがい}にあうこともあります。また、無駄^{むだ}づかいをするようになって、遊びクセがついて勉強ができなくなったりします。

“夜遊び” の怖^{こわ}さを知っても行きたいですか？

怖さを知ってもやめられない場合は、自分はなぜ行きたいのか考えてみましょう。

⑧体に良くないお酒とタバコ、 体を狂わせる薬物

お酒

小学生がお酒を飲むことは、法律（※1）で禁止されています。たとえ誘われても、また、だれかにすすめられても「いらない」と断りましょう。

お酒を飲むと、頭がぼーっとしたり、息や胸が苦しくなり、急性アルコール中毒になったり、体の成長にもとても悪い影響を与えます。

最近では、ジュースのようなデザインの缶やビンにお酒が入って売られています。また、アルコールが入っていないビールやカクテルといった飲み物もありますが、大人が飲むために作られているので、微量のアルコールが含まれていることもあります。知らない間にお酒を飲むことがないように気をつけましょう。

タバコ

小学生がタバコを吸うことも、法律（※2）で禁止されています。タバコを吸うと、せきが出たり胸がドキドキするなど、心臓に悪い影響を与え、肺がんなどいろいろな病気にかかりやすくなります。

また、いわゆる「電子タバコ」「加熱式タバコ」「水たばこ」も、体に悪い影響を与えるおそれがありますので、吸わないようにしましょう。

お酒を飲んだり、タバコを吸ったりしていると

小学生のうちからお酒を飲んだり、タバコを吸ったりしていると、大人になったときにお酒やタバコをやめられず、きちんとした日常生活が送れなくなったり、大麻や覚せい剤などの薬物を使うことになったりします。

（※1）20歳未満の者の飲酒の禁止に関する法律 （※2）20歳未満の者の喫煙の禁止に関する法律



体を狂わせる薬物

大麻（マリファナともよばれる）や覚せい剤など薬物は、たとえ一度であっても、使ってしまうとやめられなくなり、体に悪い影響を与えます。

また、薬物は、使うことはもちろん持っているだけでも、もらったりあげたりしただけでも、法律（※3）できびしく罰せられます。

薬物を使うと…

イライラして
落ち着きが
なくなる

思考力や
記憶力が
下がる

物が
ゆがんで
見える

実際にはない
音や声が
聞こえる

だれかに
ねらわれている
ような気がする

がんそう じんそう
肝臓や腎臓
などの病気が
起こる

一度にたくさん
使っていると
命を落とす

（※3）覚醒剤取締法、毒物及び劇物取締法、麻薬及び向精神薬取締法等

①知らない人に気をつけよう

あなたに近づいてくる人は、
 良い人ばかりではなく、いたず
 らをしようとしたり、連れ去ろ
 うとする悪い人がいます。です
 から、自分自身を、守るための
 「スキル」を身につけましょう。
 まず、一人で行動しているとき
 はねらわれやすいので、だれか



つけてきている人がいないか、時々振り返るなど周囲をよく見て行動
 しましょう。

だれもいない公園、駐車場、公衆トイレ、階段など、人が少ない場
 所や周囲から見えにくい場所には一人で行かないようにします。道を
 聞かれても、「家族以外にはついて行かない」と決めておきましょう。
 「怖い、あやしい」と感じた時に、「大勢の人のいる場所へ逃げる」など、
 どのように助けを求めたら良いかとか、防犯ブザーがきちんと鳴るか
 どうかを確認するなど、困ったときに、きちんと使うことができるよ
 う、前もって練習しておくで安心です。

みんなで考えよう！

- どんなどころに危険があるか、どうして危険なのか、お家の人と考
 えてみましょう。
- 友達が知らない人について行きそうになったのを見たら、あなたはど
 うしますか？

●^{ゆう}誘かいや、いたずらをされないために気をつけること

学校の行き帰りは一人だと危険です。より道をしないで、お家の人や友達と決められた通学路を通りましょう。

遊びに行くときは、どこで、だれと遊ぶのか、いつ家に帰るのかをお家の人に言ってから出かけましょう。

人のいないところで一人で遊ばずに、友達と遊ぶようにしましょう。

知らない人から「おもちゃを買ってあげる」「おもしろい所に連れて行ってあげる」「お家の人がかげがをしたから病院に連れて行ってあげる」などと言われても、絶対^{ぜったい}について行ってはいけません。

知らない人に道を聞かれたら、その場で教えるか、大人にたのみましょう。また、悪い人は、車にむりやり連れこんだりするので、知らない人の車には絶対に近づいてはいけません。

お家の人と、どうすればよいか考えておきましょう。

外で遊んでいるときや、学校の行き帰りに、^{こま}困ったり、^{こわ}怖くなったりしたら、近くにある「子ども110番の家」のかんばんやステッカーのある家やお店へとびこんで、助けをもとめてください。このステッカーがあるところは、みんなを守ってくれる安全で安心な場所です。



「子ども110番の家」

●覚えよう！「いかのおすし」

「いかのおすし」というのは、みんなが外にいるときに、悪い人にだまされたり、怖い目にあわないために守らなければいけないことを覚えやすくした“合い言葉”です。

- 「いか」… **い**かない、知らない人について。
- 「の」…… **の**（乗）らない、知らない人の車に。
- 「お」…… **お**おこえを出す。
- 「す」…… **す**ぐにげる。
- 「し」…… **し**（知）らせる、大人に。



ふだんから、^{とも だち}友達や^{うち}お家の人と「いかのおすし」の意味を確かめておいて、とっさのときに思い出せるようにしましょう。

保護者の方へ

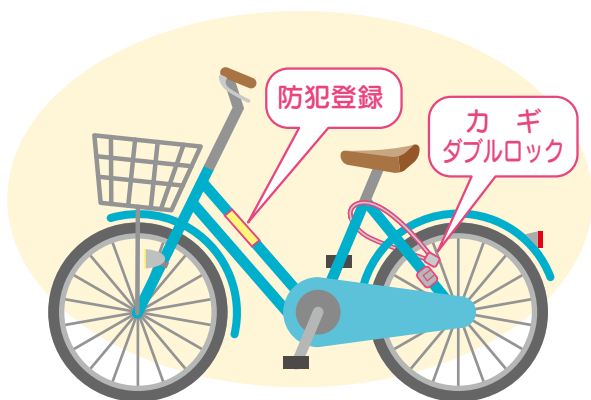
子どもたちは、まだ危険を察知したり、解決する力が未熟なので、具体的に何が、なぜ危険なのか教えてあげましょう。そして、実際にどんな予防や切り抜け方があるのか相談しておきましょう。親自身も、通学路や普段遊んでいる場所は、実際に歩いて、安全であるかどうかを確認しておきましょう。

② 持ちものを大切に、 迷惑をかけたり、盗難を防ごう

学校で「くつ」や「かさ」などがなくなったら困りますね。悪い人に盗まれる場合もありますが、逆にだれかが間違えて持って帰ったり、あなたもだれかのものを間違えて持って帰ってきたりするかもしれません。ですから、自分のものには、はっきり名前を書いておきましょう。

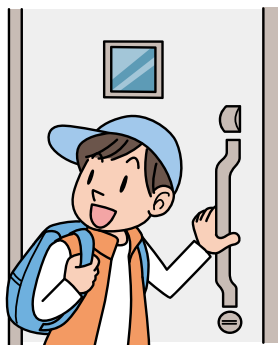
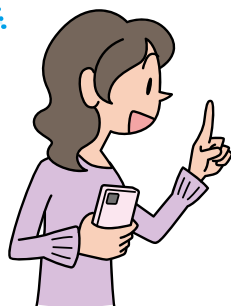
よく盗まれてしまうものに、自転車があります。すぐに戻るからと思って、カギをかけていないと、用事をすませて戻ったら、なくなっていたりします。大変なことになったと困り果ててしまいますね。自転車からはなれるときは、必ず、「カギ」をかけましょう。

一つやって欲しいことがあります。「防犯登録」をしておきましょう。もし学校でだれかが忘れ物をして、それに名前が書いてあったら、すぐにその子に返せますよね。自転車の防犯登録もそれと同じで、名前シールみたいなものを使って、自分のものだってわかるようにしておくことです。もし自転車がなくなってしまったときに、その自転車がだれのものかすぐにわかるので、警察の人が探してくれます。



③身のまわりの安全を確かめよう

今日は迎えに行くから、
帰るときに連絡してね



うん！
わかった

「塾」や「おけいこ」の行き帰りは

より道をしないで、人通りのある明るい道を通りましょう。遅くなるときは、おうちの人に迎えに来てもらいましょう。

一人で「るす番」をするときは

ドロボウに入られないよう、しっかりと戸じまりをしておきましょう。知らない人がたずねて来ても中に入れてはいけません。カギを開けないように気をつけましょう。

知らない人からの電話には

すぐに切りましょう。呼び出されても行ってもはいけません。

①道路を歩くとき・ 自転車に乗るとき



道路を歩くときに守ること

- 歩道のある道路では、歩道を歩いてください。
- 歩道のない道路では、道路の右はしを歩いてください。
- みんなで歩くときは、縦に並んで歩きましょう。横に広がって歩くと、
交通事故にあうおそれがありますし、他の人や車の迷惑にもなります。
- 道路を渡るときは、横断歩道や信号機のある交差点を渡るようにして
ください。左右をよく見て、車が走ってこないことを確かめてから渡
ってください。車が近づいているときは、通り過ぎるまで待ちます。
横断中も車は近づいて来ないか周りに気をつけましょう。
- スマホを見ながら歩いたり、ゲームをしながら歩くのは危険です。絶
対にしないでください。

自転車に乗るときに守ること

歩道は歩行者が優先、自転車で歩道を通るときは、車道寄りを、すぐ停止できるような速度でゆっくりと進みましょう。

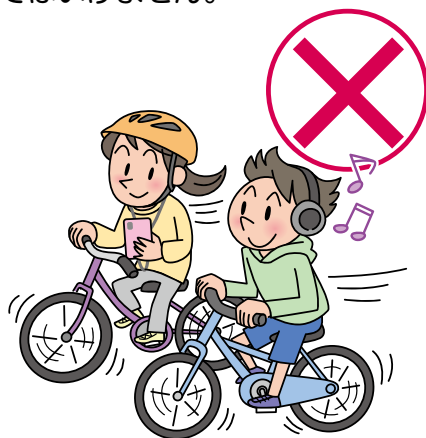
- ヘルメットをかぶりましょう。
- 歩道は歩行者優先です。歩いている人に道をゆずらなければなりません。
- 信号を必ず守ってください。一時停止標識のあるところでは、必ず一時停止をして安全を確認し、交差点に入るときは、安全を十分確かめ、速度を落として通らなければなりません。
- 暗くなったら必ずライトをつけなければなりません。
- 二人乗りはいけません。並んで走ってははいけません。
- “ながら運転” は危険です。

■ イヤホンで音楽を聴きながら

■ スマホを使いながら

■ 傘をさしながら

の運転はしてはいけません。

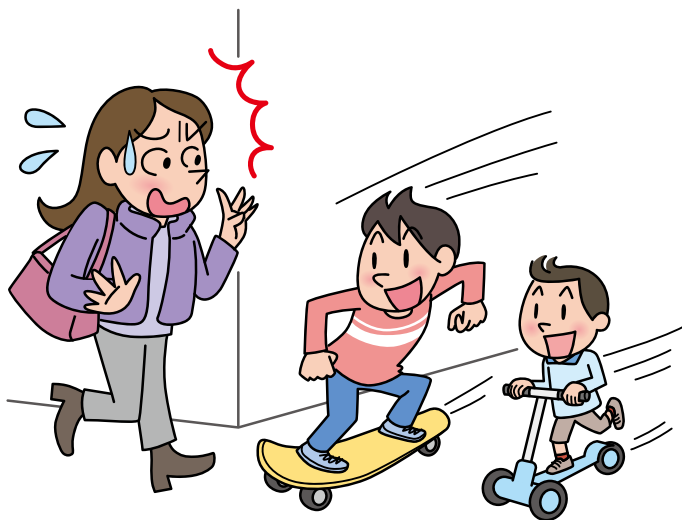


保護者の方へ

お子さんには、歩行中や自転車運転中に、交通事故の被害者にも加害者にもならないよう、基本的な交通ルールやマナーをしっかりと教えましょう。

お子さんの自転車は、自転車安全整備店で毎年点検整備を受けるとともに、損害賠償責任保険にも加入しておきましょう。

② 道路でのこんな行為はやめよう



道路にとび出さない

- せまい道から広い道へ出るときは、いったん止まって、左右の安全を確認しましょう。止まっている車の間から急にとび出したり、ボールを追いかけて道路にとび出したり、道路の反対側から呼ばれて道路にとび出したりすると大変危険です。とび出すことは絶対にやめましょう。

道路では遊ばない

- 道路は遊び場ではありません。危険ですし、通る人や車にも迷惑です。道路では、スケートボード、キックボード、ボール遊びなどはしてはいけません。

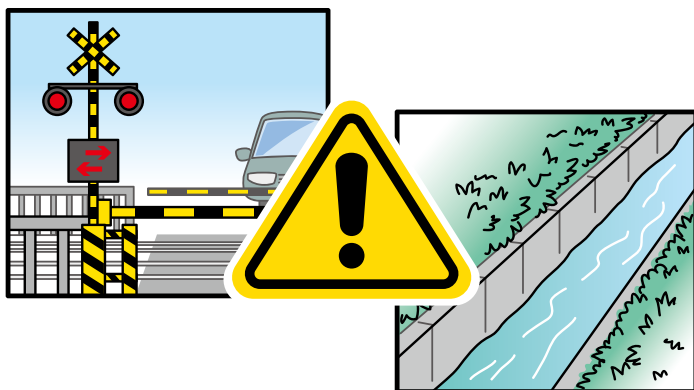
① 火遊びはしない



火はとても危険です。使い方をまちがえたり、いたずらに使ったりすると大変なことになります。

- マッチやライターで絶対に遊んではいけません。友達がマッチやライターで遊んでいたら、必ず注意しましょう。子どもの火遊びで大火事になったことがあります。
- 花火は大人と一緒に、説明書をよく読んでから遊んでください。ふざけ半分で花火をするとやけどをしたり、大ケガをしたりすることがあります。決して人に向けてはいけません。
- 火を使うときは、まわりにかれ草などの燃えやすいものがなく、広くて安全な場所を選びましょう。また、水を入れたバケツを用意して、使った花火は必ず水につけましょう。

② 危険な場所では遊ばない



危険な場所で遊んではいけません。「入るな」「危険」などと書かれているところでは、絶対に遊んではいけませんし、入ってもいけません。

危険な場所① 線路・踏み切り

- 線路や踏み切りで遊ぶと、電車にひかれる危険がありますし、電車を止めてしまって、たくさんの人に迷惑がかかります。
- 線路に石をおくと、電車が脱線し、大きな事故につながります。線路や踏み切りでは、決して遊んだり、いたずらしたりしてはいけません。

危険な場所② 川・用水路

- 川や用水路で遊ぶと、おぼれることもあります。「遊泳禁止」とか「川に入ってはいけません」という注意が書かれているところでは、遊んではいけません。

危険な場所③ 資材置き場・工事現場

- 工場・製材所などの資材置き場や、住宅・ビル・道路などの工事現場の中は、危険ですから入ってはいけません。だまって入って遊んだりすると、いろいろなものがくずれてきて下じきになったり、大きな事故につながります。

危険な場所④ ビル・マンションの屋上

- マンションやビルの屋上で「立ち入り禁止」と書かれていたら入ってはいけません。落ちて大けがをすることもあります。
- 歩道橋や屋上など高いところからものを投げると、下を歩いている人や車に当たって、大きな事故になります。

危険な場所⑤ 駐車場

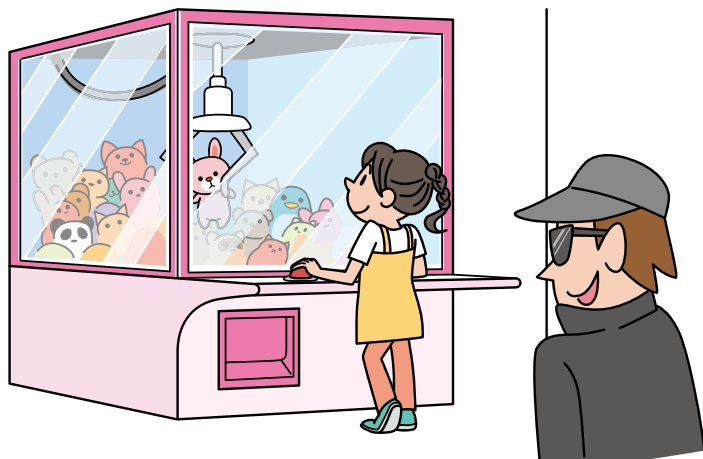
- 車の前や後ろの近くで遊んでいると、運転者から見えないことがあります。非常に危険です。また、事故だけでなく車と車の間は死角が多いことから、犯罪がおきる場所にもなります。

保護者の方へ

お子さんが、線路に置き石をしたことで列車が脱線したりして損害が発生した場合、鉄道会社から、その保護者に対して高額な損害賠償請求が行われる恐れがあります。

また、歩道橋や屋上など高いところから投げたものが、下を歩いている人や車に当たって、大きな事故になった場合も同様です。お子さんの遊び方にもよく気を配ってください。お子さんと一緒に行動範囲を歩き、「安全マップ」をつくることをおすすめします。

③ ゲームセンターや映画館など には一人で行かない



にぎやかな町には、ワクワクすることがいっぱいあります。映画館で映画をみたり、ゲームセンターで遊んだりするのは楽しいことですが、一人で、または子どもだけで遊んでいると、知らない人から絡まれるといったトラブルやお金を巻き上げられるなどの被害にあうかもしれません。

出かけるときは、できるだけ大人と一緒に*いっしょ*に行くようにしましょう。

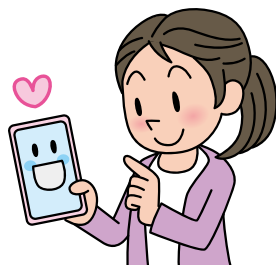
保護者の方へ

未成年者のカラオケ店の利用については、都道府県や市町村によって規制されている場合がありますので、事前に確認しておきましょう。

①「かしこいネットの使い方」が大切な時代です！

いつもネットがそばにあります

スマホ、ゲーム機、タブレット…。みなさんの周りには、インターネットにつながるものがたくさんあります。最近では、テレビや冷蔵庫などにもネットが活用されています。



メッセージ、動画、電話、カメラ、音楽、ゲーム、けんさく…。ネットでは、いろいろなことができとても便利です。おうちの人たちもスマホでやりとりするだけでなく、ネット通販、情報けんさくだけでなく、最近では、ネットのしくみでおそうじしたり、料理方法を教えてもらったりと、暮らしの中にインターネットが当たり前にあります。

最近では、学校の授業で、インターネットを使って調べ物をしたり、遠くの人とやりとりしたりすることも特別なことではなくなってきました。

かしこく使いましょう

便利で楽しいネットですが、使い方を間違えるとみなさんにとってよくないことも起きてしまいます。ネットを長時間使いすぎて生活リズムをくずしてしまったり、ネット上のやりとりで友達とけんかになってしまったり、知らない大人におどされてしまったり…。

大切なのは使い方です。かしこくインターネットを使うように心がけましょう。

②ルールづくりのために1 (使いすぎないために)

ついつい動画を見続^{みつづ}けてしまったり、友達^{ともだち}とのやりとりが終わらなかつたりで、気づけば長時間使ってしまうことがあります。そうならないためにルールをつくりましょう。



使いすぎないためのルール例

- ①時間 ○時まで 1日○時間
- ②場所 居間^{いま}でだけ 布団^{ふとん}禁止^{きんし}
- ③約束 宿題が終わってから

ルールのポイント1 おうちの人や友達と納得してつくる

自分だけではなかなかうまくいきません。おうちの人や友達としっかり話し合^はって、お互い納得したルールづくりが必要です。決めたルールは、冷蔵庫^{れいぞうこ}等、みんなが目にする場所に貼^はっておくと長続きします。

ルールのポイント2 定期的に見直す

ルールが厳^{きび}しすぎたり、習い事の時間が変わったり、と決めたルールがうまくいかなることもあります。そのために必ず定期的に見直しましょう。

③ルールづくりのために2 (トラブル回避のために)

友達とけんかしてしまったり、危険に巻き込まれたり…。ネットでトラブルに巻き込まれることがあります。そうならないために

人のいやがることは書き込まない

友達や先生などの悪口やヒミツを書いたりはいけません。書かれた人は、傷つき、悲しい思いをします。一度書いたらすぐに消しても、だれかがコピーして多くの人に広めることもあります。



個人情報大切に

多くの人が見るサイトやアプリに、個人情報（名前・住所・電話番号・学校名など）を書かないようにしましょう。特に、自分や友達が映っている写真や動画をのせるのは危険です。

知らない人とやりとりしない

ネット上には良い人もたくさんいますが、悪い人もいます。小学生が誘拐されるケースもめずらしくありません。小中学生の間は、ネット上のやりとりはしないほうが良いです。

困ったときはすぐに相談

トラブルに巻き込まれたり、不安に感じたときは、すぐに身近な大人（おうちの人や先生など）に相談しましょう。また、#9110に電話すると、各都道府県警察の「警察相談専用電話」につながりますので、知っておいてください。

保護者の方へ

学校、家庭、地域で子どもを守りましょう

子どもが携帯電話、スマホ、パソコン、ゲーム機等でインターネットを利用する際、保護者は子どもが安全に利用できるようにする責任を負っています。

子どものネット利用で、ネット上のいじめ、詐欺や性犯罪などの被害、ゲーム等の高額課金、長時間の依存的な利用等の問題が起きています。こうした問題を回避するには、フィルタリング等の安全対策をとることと、子どもたちの判断能力を育てることの両方が必要です。青少年インターネット環境整備法によって、18歳未満の子どもがスマートフォン等の携帯電話サービスを利用する場合、保護者が不要と申し出なければ販売店等はフィルタリングを有効にした状態でサービスを提供しなければならないこととなっています。フィルタリングをつけると不便になると考えられるかもしれませんが、一部のサービスを利用可にすること等も可能です。販売店等で相談し、適切な安全対策を取るようにしてください。

子どもたちの判断能力を育てるためには、子どもと話し合ってルールを決め、ルールを学ばせながら少しずつ自分で判断できる範囲を広げていくとよいでしょう。たとえば、ネットでいやなことがあったらすぐに保護者に報告する、ネットで知り合った人と勝手に会わない、ネットで有料サービスを利用したいときは保護者に相談するといったルールを決めておくことが必要です。

子どもの生活全般の見直しを

2018年、WHO（世界保健機関）は、「ゲーム障害」を病気として認定しました。ゲーム障害の症状は、ゲームをする時間や場所などに対するコントロールができない、日常生活よりゲームを優先する、悪影響があるにもかかわらずゲームをやめられないといったものであり、こうした生活に重大な影響を与える状態が基本的に12ヶ月継続すると「ゲーム障害」と診断されるとのことです。

ゲームを含め、インターネットを長時間使っている子どもは生活全般が乱れがちで、心身の健康を損ねる恐れがあります。どうすれば利用時間をコントロールできるかを繰り返し家庭で話し合い、健康的で規則正しい生活が送れるようにすることが大切です。

〈フィルタリングサービスについて〉

フィルタリングは青少年を違法・有害情報との接触から守り、安心して安全にインターネットを利用する手助けをするサービスです。

現在は携帯電話事業者をはじめ各社がフィルタリングサービスを提供しており、年齢や家庭のルールに応じてカスタマイズすることが可能となっています。各販売店へご相談ください。

①あなたと家族

家族のみんなが楽しくくらす

あなたは、お父さん、お母さん、おじいさん、おばあさん、お兄さん、お姉さん、弟、妹…のことを大切に思っていますか？ みんな、自分の大切な家族だということを^{わす}れなさいでください。あなたの家族は、いつもあなたのことを思っています。



家族のみんなが楽しくくらすために、あなたも家族を大切にしましょう。家族で話し合う時間を大切にしましょう。

保護者の方へ

家族のきずなをこわす児童虐待

児童虐待は社会全体でかわかり、解決していくべき問題です。児童虐待を受けているのではないと思われる子どもや児童虐待が行われているのではないと思われる家庭を見つけたとき、また、虐待の可能性を少しでも感じたときには迷うことなく、すぐに、最寄りの市町村の窓口、児童相談所、警察などに連絡してください。

【児童虐待のサイン】子どもや保護者のこんなサインが見られませんでしたか。

《子どもについて》

- いつも子どもの泣き叫ぶ声や保護者の怒鳴り声がある
- 不自然な傷や打撲のあとがある
- 衣類やからだがいっぱい汚れている
- 落ち着きがなく乱暴である
- 表情が乏しい、活気がない
- 夜遅くまで一人で家の外にいる
- 家族の介護・介助、幼いきょうだいの世話（送迎等）する姿を見かける
- 学校へ行っているべき時間に、学校以外で姿を見かける

《保護者について》

- 地域などとの交流が少なく孤立をしている
- 小さい子どもを家においたまま外出している
- 子育てに関して拒否的・無関心である/強い不安や悩みを抱いている
- 子どものけがについて不自然な説明をする

（令和6年度「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」子ども家庭庁ポスター、「多機関・多職種連携によるヤングケアラー支援マニュアル」（令和3年度子ども・子育て支援推進調査研究事業）から抜粋）

② 身につけておきたい生活習慣しゅう かん

心身ともにすこやかに育つための基盤き ばんとなる最低限度さいていげん どのルールを、しっかり身につけましょう。

● 毎日「早寝・早起き・朝ごはん」を守りましょうはや ね

毎日つづけることで、生活リズムが整い、体が健康になり、勉強や運動がよくなるようになります。朝ごはんはしっかり食べましょう。

● 元気にあいさつをしましょう

朝起きたとき、夜寝るとき、学校に行くとき、家に帰ったとき、あいさつをしましょう。「はい」の返事や「ありがとう」「ごめんなさい」をすなおに言えますか。あなたの明るい元気なひとことが、家庭の中を明るくします。

● 自分のことは自分でしましょう

しなければならないことは、人に言われなくても、自分でどのようにするかを考えていますか。インターネット（スマホやタブレットたんまつ等）を利用するときは、家庭のルールを守りましょう。

● 家族と一緒にお手伝いをしましょういっしょ

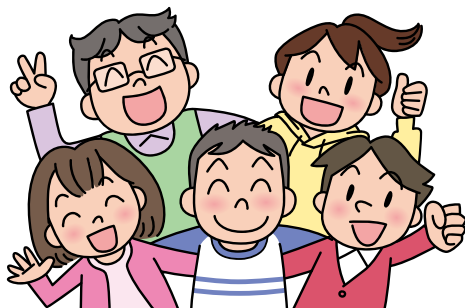
家であなたはどんなお手伝いをしていますか。家族のためにあなたが役に立つことは、みんなに喜ばれるし、あなた自身も自信がついてうれしく感じるでしょう。家族の人に教えてもらいながら、お手伝いをしましょう。



③ よ とも だち 良い友達を大切に

良い友達をたくさん 作りましょう

あなたには、良い友達
いますか。あなたは、友達
にとって、良い友達だと思
いますか。一人ぼっちはさ
みしいものです。



友達と話すとき、言いたいことが言えますか？

自分の気持ちや考えを相手に伝えながら、相手の気持ちも考えま
しょう。自分も相手も大切にしたい接し方、やり方を身につけましょう。

良い友達とは…

しん らい
「信頼できる友達」

「助け合える友達」

みと
「お互いの良さを認め合える友達」

いっしょ
一緒にいて
安心できる、
楽しく遊べる

思ったことを
すなおに
言える

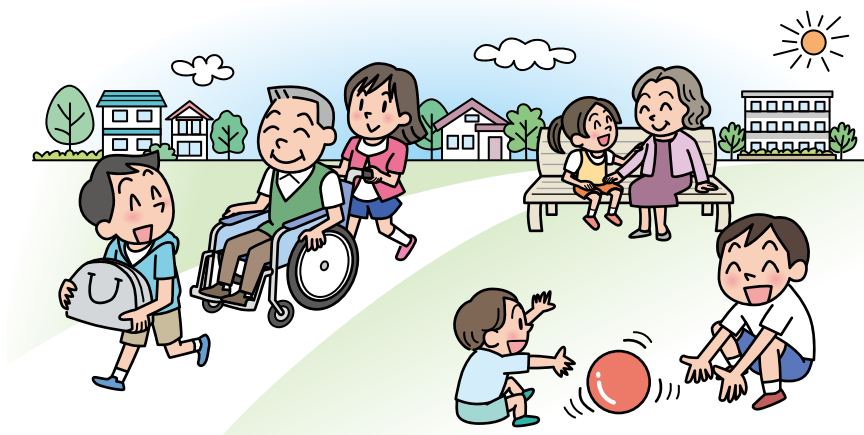
相手の
きず
傷つくことや
うそを言わない

うれしいとき、
お互いに
喜びあえる

悲しいとき、
はげまし
あえる

悪いことは
悪いと注意
しあえる

④ あなたも社会の一員です



社会のルールを守ろう

小学生のあなたも社会の中の大切な存在そんざいです。社会には「ルール」があり、みんなはそれを守って生活をしています。人のものをつったり、人をだましたり、人にケガをさせたり、交通ルールを守らなかったりすることは、すべてルール違反いはんです。ルールに違反した人は、社会からルール（法律ほりつ）によってバツ（処罰しょばつ）を受けることになります。社会のルールをしっかりと守る習慣しゅうかんを身につけましょう。

あなたが社会のためにできること

- 地域ちいきの行事や、地域で開かれる集まりなどに参加して、いろいろな人と話をしてみましょう。
- あなたが住んでいる町や地域を、安全で住みやすい場所にするなどのボランティア活動に参加しましょう。
- 電気やガスなどのエネルギーおたの無駄使いをしないようにしましょう。
- 限りある資源かぎ しげんを大切にするため、リサイクルを心がけましょう。

子どもの成長の過程において、家族で話し合うのが一番効果的な時期は、学童期だと言われています。子どもの話すことをよく聞き、そして、子どもにたくさん話しかけることが大切です。

また、大人の都合ではなく、子どもたちのために、時間を使うことが必要なのです。

警察に補導された少年の中には、「今まで誰も自分の話すことを真剣に聞いてくれなかった。誰も自分のことを本気で叱ってくれなかった」と涙ながらに話してくれる子がいます。

子どもたちの非行も、事故も、被害も、親子の関係性の希薄さによることが多いのです。

子どもたちに、社会のルールや仕組みを教えることは、大人の務めです。

教えられ、認められ、見守られているという安心感が、子どもの行動を落ち着いたものにします。

子どもの健やかな成長は、国民の切なる願いであり、その第一歩は、家庭から出発することを忘れてはなりません。

- 幼いときから“しつける”ことを怠らない。しつけの繰り返し、積み重ねによって、習慣化して体得させる。
- 三つ叱ったら三つ褒める。叱るときははっきりと、褒めるときはたっぷりと。
- 家庭は最も身近な社会。家庭での“きまり”を守らせる。
- 家庭内での役割をもたせ、責任感を養う。
- 子どもを甘やかさない。親が根負けして、機嫌をとったり、手を貸したりしない。
- 子どもを放任しない。子どもをテレビ、ゲーム機、スマホ任せにしない。
- 子どもとの対話を欠かさない。子どもの話すことに耳を傾け、子どもがどう感じ、どう理解しているかをしっかりと把握する。
- 子どもの意欲を引き出すように気を配り、子どもにいつも希望とやる気を持たせる。
- 「〇〇してはいけない」と一方的に伝えるのではなく、子どもに考えさせ、善悪のけじめをつけさせる。それが不適切なものであれば、よく説明して正しい方向へ導く。
- 笑いとかさのある家庭が、子どもには何にもまして大切。

このハンドブックを、ぜひお子さんとお読みください。
そして、書いてあることについてよく話し合ってください。

少年の健全育成資料作成企画編集委員会

座長	野口 京子	(文化学園大学名誉教授)
委員	渡辺 弥生	(法政大学文学部教授)
	石橋 昭良	(非行臨床研究所代表／元文教大学教授)
	竹内 和雄	(兵庫県立大学環境人間学部教授)
	周防 尚樹	(警察庁生活安全局人身安全・少年課 課長補佐)
	久原 恵理子	(科学警察研究所犯罪行動科学部少年研究室主任研究官)
	清野 正	(渋谷区立渋谷本町学園統括校長)
	大川 優	(町田市立小山ヶ丘小学校統括校長)
	鈴木 清美	(警視庁委嘱少年補導員兼少年指導委員)
	坂田 智生	(警視庁委嘱少年補導員兼少年指導委員)
	田中 法昌	(公益社団法人全国少年警察ボランティア協会理事長)

少年の非行を防止し、犯罪被害から守る取り組み

①少年相談活動

少年や保護者等からの家庭・学校・交友等に関する問題や犯罪被害等の悩みや困りごとについて、専門的な知識及び技能を有する少年補導職員を中心に、面接や電話、電子メール等で相談に応じ、指導・助言を行っています。

また、全国の都道府県警察では、「ヤングテレホンコーナー」等の名称で電話や電子メールによる相談窓口を開設しています。(P37参照)

②街頭補導活動

少年のたまり場となりやすい繁華街や公園等において、少年警察ボランティア等と共同で、喫煙や飲酒、深夜はいかい等をしている少年に指導・注意を行っています。

③継続補導・少年に手を差し伸べる立ち直り支援活動

少年相談活動や街頭補導活動を通じて関わった少年に対し、本人や保護者等の申出に応じて継続的な指導や助言、カウンセリング等を行う継続補導を実施しています。

また、問題を抱え再び非行に走る可能性がある少年及びその保護者に対して警察から連絡し、専門的な機関との協働による活動も頭頭に、継続的に声を掛けるほか、体験活動、学習・就労の支援等を行う「少年に手を差し伸べる立ち直り支援活動」を推進しています。

④被害少年への支援活動

犯罪等の被害を受けた少年について、その精神的打撃の軽減を図るため特に必要と認められるときは、保護者の同意を得た上で、専門的な知識を有する少年補導職員等が、カウンセリングの実施、関係者への助言等の継続的な支援を行っています。

⑤少年の居場所づくり

少年の健全育成のため、関係機関・団体、地域社会と協力し、各種スポーツ活動や清掃活動等の社会奉仕活動、農作業体験や料理体験等の体験活動等の機会を通じて、少年の心の拠り所となる「居場所づくり」を推進しています。

⑥広報啓発活動

少年の非行・犯罪被害防止や少年相談活動の促進等を図るため、警察職員等を学校へ派遣し、非行防止教室や薬物乱用防止教室を実施するなど様々な機会を通じて情報発信しています。

(令和6年 警察庁「少年からのシグナル」から抜粋)

問合せ・相談窓口

いじめ、体罰、児童虐待、子どもの人権をめぐる問題、子どもの非行や犯罪被害などについての問合せや相談の窓口となっているところです。

●ヤングテレホンコーナー

このハンドブックの37ページに掲載。

●児童相談所・全国共通ダイヤル

☎189 (いちばやく) 通話料無料 近隣の児童相談所へつながり、夜間・休日を含めて24時間専門家が対応。

●24時間子どもSOSダイヤル

☎120-0-78310 (なやみやおう)

都道府県・指定都市の教育委員会が夜間・休日を含め24時間対応可能な相談体制。

●子どもの人権110番

☎0120-007-110 (全国共通・無料)

法務省又は最寄りの地方法務局へかかり、省や局の職員又は人権擁護委員が対応。受付時間：平日午前8時30分から午後5時15分まで

●いのちの電話

全国殆どの都道府県にあり。

●ぴったり相談窓口

こどもの性被害等に関する相談窓口を案内するWebサイト

<https://www.npa.go.jp/bureau/safetylife/syonen/annai/>



◇「少年警察ボランティア」とは

少年の非行防止や健全育成にかかわる活動に携わるボランティアとして、警察本部長等から委嘱された民間スタッフで、少年補導員、少年警察協働員、少年指導委員などの名称で呼ばれていますが、総称して、「少年警察ボランティア」と呼んでいます。

「地域の少年は地域で守り育てる」という基本的な考え方のもとに、警察の少年補導職員などと協力して、少年の非行防止や健全育成に向けた活動を行っています。

●少年警察ボランティア活動に興味を持たれた方は、お近くの警察署までご連絡ください。



少年サポートくん

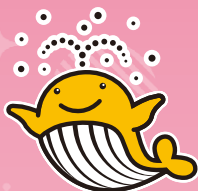
悩みごとは、電話で相談してみよう

家族や先生、友達にも話せない悩みごとや、どうしていいかわからないことなど、困ったことがあったら「ヤングテレホンコーナー」に電話してみてください。あなたの困っていることを一緒に考え、どうすればいいのか、あなたに役立つ答えを教えてください。もちろん、あなたの秘密は絶対に守ります。

■ 全国の主な ヤングテレホンコーナー ■

北海道	少年相談110番	0120-677-110	三重	少年相談110番	0120-41-7867
"	ヤングメール	道警ホームページ内	滋賀	大津少年サポートセンター	077-521-5735
青森	青森少年サポートセンター	0120-58-7867	"	米原少年サポートセンター	0749-52-0114
"	少年サポートメール	県警ホームページ内	京都	ヤングテレホン	075-551-7500
岩手	ヤング・テレホン・コーナー	0800-000-7867	大阪	グリーンライン	06-6944-7867
"	メール相談	県警ホームページ内	兵庫	ヤングトーク	0120-786-109
宮城	少年相談電話	022-222-4970	奈良	ヤングいじめ110番(少年サポートセンター)	0742-22-0110
"	いじめ110番	022-221-7867	和歌山	少年相談(警察本部代表)	073-423-0110
秋田	やまびこ電話	018-824-1212	"	メール相談	県警ホームページ内
山形	ヤングテレホンコーナー	023-642-1777	鳥取	東部少年サポートセンター	0857-22-1574
"	少年相談メール	県警ホームページ内	"	西部少年サポートセンター	0859-31-1574
福島	ヤングテレホン	024-525-8060	"	ヤングメール	県警ホームページ内
"	いじめ110番	0120-795-110	島根	ヤングテレホン/けいさつ・いじめ110番	0120-786-719
警視庁	ヤング・テレホン・コーナー	03-3580-4970	"	みこびーヤングメール	県警ホームページ内
茨城	少年相談コーナー	029-231-0900	岡山	ヤングテレホン・いじめ110番	086-231-3741
"	少年相談コーナー	県警ホームページ内	"	ヤングメール	県警ホームページ内
栃木	ヤングテレホン	0120-87-4152	広島	ヤングテレホン広島	082-228-3993
群馬	少年相談電話	027-289-6610	"	ヤングメール	県警ホームページ内
"	メール相談	県警ホームページ内	山口	ヤングテレホン/やまぐち(警察本部代表)	083-933-0110
埼玉	ヤングテレホンコーナー	048-861-1152	徳島	ヤングテレホン	088-625-8900
千葉	ヤング・テレホン	0120-783-497	"	いじめホットライン	088-623-7324
神奈川	ユーステレホンコーナー	045-641-0045	香川	少年相談専用電話(少年サポートセンター)	087-837-4970
"	"	0120-45-7867	"	少年相談専用電話(中継少年サポートセンター)	0877-33-3015
新潟	新潟少年サポートセンター	025-285-4970	愛媛	少年相談(警察本部代表)	089-934-0110
"	長岡少年サポートセンター	0258-36-4970	高知	ヤングテレホン	088-822-0809
山梨	ヤングテレホンコーナー	0120-31-7867	福岡	中央少年サポートセンター	092-588-7830
"	メール相談	県警ホームページ内	"	少年相談案内	県警ホームページ内
長野	ヤングテレホン	026-232-4970	佐賀	ヤングテレホン	0120-29-7867
"	メール相談	県警ホームページ内	長崎	ヤングテレホン	0120-786-714
静岡	少年相談専用電話	担当地区別に県下6回線	"	メール相談	県警ホームページ内
"	メール相談	県警ホームページ内	熊本	肥後っ子テレホン	0120-02-4976
富山	ヤングテレホンコーナー	0120-873-415	"	(肥後っ子サポートセンター)	096-384-4976
"	メール相談	県警ホームページ内	"	メール相談	県警ホームページ内
石川	ヤングテレホン	0120-497-556	大分	ヤングテレホン	097-532-3741
"	いじめ110番	0120-617-867	"	メール相談	県警ホームページ内
福井	ヤングテレホン	0120-783-214	宮崎	ヤングテレホン	0985-23-7867
岐阜	ヤングテレホンコーナー	0120-783-800	鹿児島	ヤングテレホン	099-252-7867
"	少年相談受付	県警ホームページ内	"	ヤングメール	県警ホームページ内
愛知	ヤングテレホン	052-764-1611	沖縄	ヤングテレホン	0120-276-556
"	ヤングテレホンEメール相談	県警ホームページ内	"	メール相談 SOS	県警ホームページ内

いちりんしゃ
一輪車
も!



たから
宝くじ
ドリーム
ジャンボ
絵本も!



ピクニック
テーブル
も!



パブリック
アート
も!



フラワー
プランター
も!



たから
宝くじ
桜
も!



宝くじは、 みんなの暮らしに 役立っています。

たから 宝くじは、と しょ かん どう ぶつ えん がっ こう こう えん せい び
さい がい つよ まち く やく だ
宝くじは、図書館や動物園、学校や公園の整備をはじめ、
災害に強い街づくりまで、みんなの暮らしに役立っています。



一般財団法人日本宝くじ協会は、宝くじに関する調査研究や公益法人等が行う
社会に貢献する事業への助成を行っています。

一般財団法人
日本宝くじ協会
<https://jla-takarakuji.or.jp/>

